

事業認定における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解を併記した意見対照表

(特別高圧送電線大仁線・広小路線保全事業)

○意見書の枚数……1通(反対)

項目(区分)	整理 番号	項目(細区分)	反対意見の要旨	認定庁の見解
事業の施行に伴うマイナス要因	①	送電線から発生する電磁界について	対象送電線が地表から12mと著しく低いため、送電線から発せられる電磁波は近隣住民に対し悪影響を及ぼし危険極まりない。	・本件に係る鉄塔及び送電線については、「電気設備に関する技術基準を定める省令(経済産業省令)」及び「電気設備の技術基準の解釈(経済産業省)」に適合した設備である。 ・電磁界については、現在設置されている送電線路の最大電流値を用いて計算(一般財団法人電力中央研究所にて開発された磁界計算プログラムを使用)した結果、「電気設備に関する技術基準を定める省令(経済産業省令)」に定める「規制値200μT(マイクロテスラ)以下」を大きく下回ることを確認している。
	②	送電線から発生する風音について	電線の風切音により、近隣住民の健康に害を及ぼす。	送電線は「静岡県生活環境の保全等に関する条例」で規定する特定施設には該当しないため、同条例に定めるアセスの対象ではないが、任意で調査した結果、同条例施行規則の騒音の規制基準値以下であることを確認している。
その他	③	事前説明会の開催通知について	起業者は、地権者の方々に対し、事前説明会の開催通知を実施しなかった。	事業説明会の開催に当たっては、土地等の権利を有する者のうち、これらの権利を提供することについて同意していない者に対し、土地収用法施行規則第1条の2第1項第3号の規定により通知をしている。 また、同施行規則第1条の2第1項第2号に基づき、平成27年1月19日静岡新聞朝刊(東部版)にて開催の公告をしている。
	④	契約の履行について	現在地上から12mしかない送電線を20mの高さとする条件で借地契約を締結したのに、工事をしないのはおかしいのではないか。	・本件に係る鉄塔及び送電線については、「電気設備に関する技術基準を定める省令(経済産業省令)」及び「電気設備の技術基準の解釈(経済産業省)」に適合した設備である。 ・本意見については、東京電力株式会社と地権者との間における契約に関する事項であり、本件事業認定において考慮を要しない事項と考える。